

本年度から適用される税制改正について、重要な事項をまとめました。尚、詳細は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】内、税について調べる－パンフレット手引き等でご確認下さい。

I. 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について

所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）等により、消費税法等の一部が改正され、国境を越えて行われるデジタルコンテンツの配信等の役務の提供に係る消費税の課税関係の見直しが行われました。当該見直しにおける改正の主なポイントは以下のとおりです。

【改正の主なポイント】

I 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準（内外判定基準）が、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所等」に改正されました。

II 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入）

電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外のもの

とに区分されることとされました。消費税法においては、課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡等に係る申告・納税を行うこととされていますが、電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入されました。

III 国外事業者から受けた消費者向け電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限

電気通信利用役務の提供のうち、事業者向け電気通信利用役務の提供以外のもの（このパンフレットでは、便宜的に「消費者向け電気通信利用役務の提供」といいます。）については、当該役務の提供を行った事業者が申告・納税を行うこととなりますが、国内事業者が国外事業者から消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた場合、当分の間、当該役務の提供に係る仕入税額控除を制限することとされました。

○ 適用開始時期

I～IIIの改正は、平成27年10月1日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。

IV 登録国外事業者制度の創設

IIIのとおり、国外事業者から消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者は、当該役務の提供に係る仕入税額控除が制限されますが、国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者から受ける消費者向け電気通信利用役務の提供については、その仕入税額控除を行うことができることとされました。

V 国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直し

外事業者が国内において行う芸能・スポーツなどの役務の提供について、その役務の提供を受けた国内事業者がリバースチャージ方式により申告・納税を行うこととなりました（平成28年4月1日以後に行われる役務の提供について適用されます。）

※ 詳しくは、国税庁ホームページの「国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直しについて」をご覧ください。

II. 国税を一時に納付できない方のための猶予制度

○ 猶予制度の見直しについて

平成 26 年度の税制改正において、納税者の負担の軽減を図ると共に、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税通則法及び国税徴収法による猶予制度が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されております。

主な改正事項としては、納税者からの申請による換価の猶予が創設され、国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあるなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から 6 か月以内に、所轄の税務署に申請することにより、1 年以内の期限に限り換価の猶予が認められ、その間の延滞税の一部が免除されることになりました。

なお、この申請による換価の猶予は、平成 27 年 4 月 1 日以後に納期限が到来する国税について適用対象とされております。

おって、制度の概要（リーフレット）及び猶予の申請書等の記載手引き（手書き）の詳しい情報は、国税庁ホームページ（ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>その他）をご覧ください。所轄の税務署の徴収担当者へお問い合わせください。

III 「住宅取得等資金の贈与税の非課税」のあらまし

平成 27 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、下表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります（以下、この制度を「新非課税制度」といいます。）。

なお、下表の非課税限度額が適用されるのは、住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日が平成 28 年 10 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間の契約で、かつ、住宅用の家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額（以下「対価等の額」といいます。）に含まれる消費税等の税率が 10% であるときに限られます。

受贈者ごとの非課税限度額

1 表. 下記 2 表以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成 27 年 12 月 31 日まで	1, 500 万円	1, 000 万円
平成 28 年 1 月 1 日から 29 年 9 月 30 日まで	1, 200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月 1 日から 30 年 9 月 30 日まで	1, 000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月 1 日から 31 年 6 月 30 日まで	800 万円	300 万円

2 表. 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が 10% である場合

住宅用の家屋の種類 住宅用の家屋の新築等 に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成 28 年 10 月 1 日から 29 年 9 月 30 日まで	3, 000 万円	2, 500 万円
平成 29 年 10 月 1 日から 30 年 9 月 30 日まで	1, 500 万円	1, 000 万円
平成 30 年 10 月 1 日から 31 年 6 月 30 日まで	1, 200 万円	700 万円